

のびるクン Select for 家電 保証規程

本書(以下「本規程」といいます)は、表面に記載されたサービス登録機器(以下「登録機器」といいます)について、ディーアイエスサービス&ソリューション株式会社(以下「Dss」といいます)、ヤマト運輸株式会社(以下「YTC」といいます)及びSOMPOワランティ株式会社(以下「SWT」といいます)が提供する本保証(第1条に定義します)の内容を規定するものです。なお、お客様は、本保証にお申込みいただいた時点で、本規程にご同意いただいたものとみなします。

1.(定 義)

本規程において、使用する用語の定義は次の通りとします。なお、次で定義される用語のうち保証限度額(12)に定義します)は、消費税を含めた額とします。

- 登録機器:サービス提供者が本保証を提供する液晶テレビ、デジタルカメラ等の家電製品とします。なお、登録機器のメーカー及び機種はサービス提供者が指定するものとし、指定の機器については本保証の対象となります。
- 本保証:保証期間(8)に定義します)中に登録機器に自然故障(9)に定義します)が発生した場合、本規程に基づき、サービス提供者が当該故障の修理(以下「修理保証」といいます)又は代替品(6)に定義します)への交換(以下「代替品の提供」といいます)を実施することをいいます。

3) お客様:本保証の提供を受ける目的で本規程に同意した者をいいます。

4) 保証書:本保証の加入証明をいいます。

5) 修理依頼額:登録機器が自然故障(9)に定義します)が発生した場合、当該自然故障の症状を記載してサービス提供者に修理を依頼する書類をいいます。

6) 代替品:サービス提供者が登録機器と同じ性能をもつと判断した製品をいいます。

- メーカー保証:登録機器のメーカーが登録機器に付与する保証をいわゆるメーカーの保証とします。「(2.延長保証登録の手続き)」の1)の方法で登録機器に対するメーカー保証の開始日と、メーカーで定めるメーカー保証の開始日が異なる場合、メーカーで定める開始日に保証情報を変更します。本保証の申し込みは、メーカー保証期間の1年以内である製品に限定します。
- 保証期間:本保証をサービス提供者が実施する期間をいわゆる「メーカー保証終了日の翌日から、保証書に記載された保証終了日欄記載のまでの期間とします。

9) 自然故障:登録機器の取扱説明書及び本件附付ラベル等の注意書に従って正常に使用してもしかからず、登録機器に生じた故障であり、かつ、メーカーの保証規定にて保証の対象となる故障(以下「メーカー責任故障」といいます)のうち、「(1.保証の対象とならない場合)」に該当しない故障をいいます。サービス提供者は、修理委託先(サービス提供者を含み、製品と共にサービス提供者)が選定するものとします。

- 該当しない場合(下同)によるユーザー責任故障であるか否かの診断及び「(11.保証の対象とならない場合)」の規定に基づき本保証の提供可否を判断するものとします。

10) 全般:「自然故障」の見習修理代金(11)に定義します)が保証限度額(12)に定義します)を超える故障をいいます。

11) 見習修理代金:お客様より登録機器の修理の依頼があった場合、当該修理にかかる費用としてサービス提供者が算定のうえお客様に提示する金額をいいます。

12) 保証限度額:保証書の「保証上限額」欄に記載した金額であり、本保証における修理費用の限度額をいいます。

13) 引取修理:登録機器に自然故障が発生した場合には、サービス提供者が指定の運送会社を用いて製品を回収し、修理委託先が修理を行うことをいい、登録機器ごとにサービス提供者の任意で決定できるものとします。

14) 出張修理:登録機器に自然故障が発生した場合に、修理委託先が登録機器を設置する場所に訪問し修理を行うことをいい、登録機器ごとにサービス提供者の任意で決定できるものとします。

2.(延長保証登録の手続き)

- 本保証を利用いただくには、延長保証登録申請方法にて、本保証登録入日から30日以内に保証情報を登録していくと、サービス提供者が確認後、本保証をご利用出来る「ユーザー」として登録のうえ、お客様に書面詳しくは電磁的方法で「保証書」を送付いたします。「保証書」の送付をもって、サービス提供者がお客様に対し本保証を提供することとします。
- 保証情報の登録をサービス提供者にて一括で行う場合、保証情報を及びユーザー同意書の提出が必要になります。
- サービス提供者は、保証情報登録の内容が以下に該当する場合、「ユーザー」として登録を承認しない場合がございます。この場合、サービス提供者は保証情報登録がされたことを確認してから30日以内にサービス提供者が定める方法によりお客様にその旨を通知するものとします。
 - お客様が存在しない、あるいは偽名をされている場合。
 - お客様の申込事項に虚偽の記載、誤記、又は記入漏れがあった場合。

4) 本保証登録入日から30日以内に、本条(3)項で定めた保証情報登録の内容が確認出来ない場合には、本保証をご利用いただけない可能性があります。サービス提供者はその場合、お支払いいただいた代金を返金いたしません。

3.(保証内容)

1) 保証期間は、メーカー保証終了日の翌日から、保証書に記載された保証終了日までの期間とします。

- 保証期間内に登録機器に「自然故障」が生じた場合は、本規程未記載のサービス提供者によるお客様窓口に連絡いただき、サービス提供者からの指示に従って修理を依頼ください。見習修理代金(登録機器の保証限度額範囲内の故障)であれば、保証期間内に当該故障は無償で修理いたします。依頼の際、記録媒体、メーカー純正でない部品及び付属物は、事前に登録機器から取り外し、登録機器に保証書と修理依頼書と共にサービス提供者の修理をご依頼ください。登録機器にこれらが記録又は付加された状態で引き渡された場合には、サービス提供者はこれらの記録媒体、部品及び附加物には一切責任を負いません。

3) 登録機器に引取修理対象製品の場合、往復の送料は本保証に含まれます。また、登録機器が出張修理対象製品の場合、出張費用は本保証に含まれます。

- 見習修理代金が登録機器の保証限度額以上になる場合であっても、その超過分をご負担いただけた場合は修理を承りますが、この場合には当該修理をもって本保証が終了となり代替品の提供はありません。

4.(受け付け時間)

サービス提供者が修理の受け付け又は本保証に関する問い合わせの受け付け等を行う時間は、月曜日から土曜日の10時から19時までとします。但し、国民の祝日及びサービス提供者が定める休日は除くものとします。

5.(修理依頼)

- 本保証に基づき自然故障の修理を依頼される場合は、「(3.(保証内容))」の2)所定の手順に従いサービス提供者からの指示に従って修理をご依頼ください。
- サービス提供者は、自己的費用と責任で本保証の提供にかかる作業の全部、又是一部を第三者に委託することが出来るものとし、お客様はこれを認め承諾するものとします。
- メーカー保証期間内に登録機器に発生したメーカー保証の対象となる故障等は、「お客様窓口」を経由して、メーカーに修理の依頼を行うこととされます。この場合、登録機器の往復運送料はサービス提供者の負担となります。但し、メーカー保証及び本保証に記載する条件で対象外となる故障等は、サービス提供者を経由した場合でも、送料及び修理にかかる実費はお客様負担となり、お客様はサービス提供者からの請求に基づきこの費用を支払うものとします。

6.(データ)

- 修理に際しては、お預かりする登録機器の取り扱いや登録機器にかかる記憶装置のデータ(暗号資産等)に関するデータを含みます。以下の管理には細心の注意を払いますが、万一の事故に備えて、お客様ご自身でバックアップを実施してください。また、バックアップ実施後、データ流出・漏洩事故の防止のために、登録機器にかかる記憶装置のデータのうちお客様固有のデータ、ソフトウェア又はプログラムについては、お客様ご自身で削除してください。
- サービス提供者が原因と判断した場合に登録機器にかかる記憶装置のお客様固有のデータ、ソフトウェア又はプログラム(以下、総称して「データ等」という)の消去を行うことについては、お客様は事前に同意いただいているものとし、何ら異論を述べないものとします。なお、自然故障の原因及び修理の方法にかかる限り、記憶装置のデータ等の消去、損失、損傷等に関するお客様の損害についてサービス提供者は一切の責任を負いませんのでご注意ください。

3) お客様がお客様固有のデータ等を削除せず、万一の事故によりデータ流出・漏洩等が発生した場合でも、サービス提供者は責任を負いかねます。

7.(自然故障に起因する代替品の提供)

登録機器に自然故障が発生し、かつ修理委託先により全損の認定がなされた場合には、代替品の提供により、修理保証に代えさせていただきます。また、サービス提供者が修理可能と判断した場合には、保証限度額の範囲で、代替品の提供が難しいとサービス提供者が判断した場合には、お客様に代替品購入額の一部の負担をいただきます。お客様にご負担いただく金額は、代替品の購入価格と保証限度額の差額となります。また、代替品の提供による影響でお客様の負担となります。但し、メーカー保証及び本保証に記載する条件で対象外となる故障等は、サービス提供者を経由した場合でも、送料及び修理にかかる実費はお客様負担となり、お客様はサービス提供者からの請求に基づきこの費用を支払うものとします。

8.(代替品への保証について)

- 前条に基づきサービス提供者が提供した代替品には、本保証は適用されません。
- 代替品の提供にあたって、お客様はサービス提供者により機種又は品名、品番等の他の指定を行うことは出来ないものとします。
- 前条に基づき代替品の提供により、本保証は終了します。出張修理対象製品については、代替品が提供された場合であっても、登録機器の所有権はお客様に帰するものとします。他方で、出張修理対象製品の修理依頼された登録機器の所有権は、当該代替品の提供と引き換えにサービス提供者に移転するものとし、サービス提供者は、かかる登録機器をお客様に返却する義務を一切負わず、これを任意に処分することができるものとします。

9.(失 効)

次の場合、本保証は失効するものとします。

- 1) 保証期間が終了した場合。
- 2) 「7.(自然故障に起因する代替品の提供)」に基づく代替品が提供された場合。
- 3) お客様が保証期間終了前に第三者に对自己的登録機器を贈与、又は譲渡した場合。
- 4) メーカーの倒産、事業撤退、修理部品の供給停止上、その他メーカーがその責任により登録機器の修理を行うことができず(事業承継等)により、メーカーと同水准、同一条件で修理を行う者が存在する場合を除きます)、サービス提供者が代替品を提供した場合(代替品の提供については第7条の定めを準用します)。

10.(通 知)

登録機器の初期不良等の理由により、交換品(新品のものとします)。以下の間にメーカー又は販売店から提供された場合は、サービス提供者「お客様窓口」までご連絡ください。登録機器の製造番号の対象変更手続きを行います。当該通知がサービス提供者へ行われなかった場合、保証を受けられなくなることがありますのでご注意ください。また、交換品が提供された場合においても、保証書に記載された保証終了日は変更されません。

11.(保証の対象とならない場合)

直接、間接に関わらず、次の内容については本保証の対象外とします。なお以下の内容に該当するか否かはサービス提供者の基準に基づきサービス提供者が判断します。

- 1) 戰争、外國の武力行使、革命、政権変遷、内乱、武装反乱その他のこれらに類似する事由又はによる登録機器に生じた故障又は損害。
- 2) 地震、台風、噴火、落雷、津波、水害その他の自然災害、又は、ガス爆、雷害、公害等により登録機器に生じた故障又は損害。
- 3) 登録機器の自然の消耗、磨耗、さざ、かび、むれ、腐食、変質、その他の類似の事由。又は、ぬれ、食い食いにより登録機器に生じた故障又は損害。
- 4) 登録機器のオプション製品・部品、ソフトウェア、ケーブル類・マウス・タッチパネル等の付属品、アクセサリー、購入後追加された部品(拡張カード・拡張メモリ等)及びバッテリー・電池、ねじ類、電球類等の消耗品、その他特にサービス提供者が定める対象外製品(消耗品)の故障又は損害。若しくはこれらに因する登録機器の故障又は損害。
- 5) 登録機器がバッテリーが充電不足等により膨張している場合、バッテリー膨脹に起因する故障又は損害。
- 6) 登録機器が蓄積されたソーラーやバッテリー等による故障又は損害、又4)で記載する製品又は部品のインストール・設定等のユースウェア障害又は不正なインストールや設定による故障又は損害。
- 7) 登録機器の表示装置パネル及びパックライトの経年による劣化(輝度の低下、フォーカスの劣化、ピクセル抜け、蛍光体の焼き付け等)。

- 8) お客様の登録機器の不適正使用又は不適切な維持、管理若しくは故意・重過失による故障又は損害。
- 9) 核材料物質(使用済み核燃料を含みます)以下同様とします)若しくは核材料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます)の放射性、発発等の他の有害な特性に基づく事例による登録機器に生じた故障又は損害。
- 10) 外部からの物などの落下、飛来、破損、火災、異常電圧、水濡れ、衝突等(は倒塌等の偶然かつ外来の事故による登録機器に生じた故障又は損害)。
- 11) 地震変動又は地盤沈下を原因とする故障又は損害。
- 12) 登録機器の故障又は損害に起因して他の接続機器(ソフトウェアを含みます)に生じた故障又は損害。
- 13) 登録機器の使用上障害のない外観のキズ、汚れ、疵の出ない不良等。
- 14) 登録機器が改修されたとサービス提供者が判断した場合。
- 15) 登録機器の仕様又はソフトウェアのプログラムによる故障又は損害。
- 16) 登録機器を日本国外に持ち出された場合の国際からの修理保証依頼。
- 17) 登録機器の差し込み、押さえ、微発、破裂、破壊、火災、異常電圧、水濡れ、衝突等(は倒壊等の偶然かつ外来の事故による登録機器に生じた故障又は損害)。
- 18) 登録機器の差し込み、押さえ、微発、破裂、破壊等又は機器による損害。
- 19) お客様が本保証以外で修理を行った場合。
- 20) 登録機器以外の製品(シリアル番号が異なる等)に生じた故障又は損害。
- 21) 修理の際、保証書に記載しない場合。
- 22) 保証書に必要記述事項の記入がない場合、あるいは字書き換えられたか、書き加えられた場合。
- 23) 登録機器の引き渡し時に自動的に交付される保証書以外の他の保証書(メーカー保証書を含む)又は保証を用いて修理又は保証が可能な改修及び損害の場合。
- 24) 保証期間が終了した(全損)による本保証の失効を含む)に故障の報告又是修理の請求がなされた場合。
- 25) 登録機器の部品交換を伴わない調整又は直手を行った場合。
- 26) メーカーが登録機器のリコール宣言を行った後のリコールの原因となった部位にかかる登録機器の修理。又、リコールの結果、代替品が提供された場合の当該代替品。
- 27) 登録機器の故障又は損害に起因して生じた身体障害(障害に起因する死亡を含みます)。
- 28) 登録機器の故障又は損害に起因して生じた登録機器の他の財物使用の阻害によって生じた損害(逸失利益等の間接損害・経済損害)。

12.(お客様負担費用について)

以下の事項に 있어서発生した費用についてはお客様のご負担となります。

- 1) 登録機器の修理に於いてお客様が指摘いたしました故障等の現象が再現しない場合の費用及び予防修理等の費用。
- 2) 登録機器が出張修理対象製品の場合における、登録機器の設置・着脱・工事費用(梱包材費用等を含みます)及び登録機器の処分にかかる費用(リサイクル費用を含みます)。
- 3) 登録機器が出張修理対象製品であり、かつ、メーカーの定める離島及び遠隔地の場合における、修理保証に要する交通費、宿泊費、送料(往復等)。
- 4) 登録機器が取扱修理対象製品の場合における、登録機器の着脱費用(梱包費用等を含みます)。
- 5) 登録機器が引取修理対象製品の場合において、お客様がサービス提供者指定の運送会社以外を利用して送付した場合の送料(往復)。
- 6) 登録機器が引取修理対象製品の場合において、お客様が送付した登録機器式(登録機器及び登録機器の標準付属品を合せたものを含みます)。以下同じ)に不足があることにあり、別途付ける必要がある通信費との他の費用。
- 7) 本保証利用料(お客様がこの場合にかかる費用)必要とする場合の再インストール費用。
- 8) 登録機器の修理に於いて、サービス提供者が必要とする場合のレンタル費用(サービス提供者は、代用品の手配・提供等は一切行いません)。
- 9) 修理保証を行った際に、お客様の代用品を用いた場合に発生する修理料(サービス提供者へ差額分をお振り込みいたした場合の振込手数料等)。
- 10) 第3条に定めるところにより代替品を提供する場合に発生する修理料(サービス提供者へ差額分)及び設置・工具費用及びサービス提供者へ費用等をお振り込みいたした場合の振込手数料等。
- 11) 第2条に定めるところにより代替品を提供する場合に発生する修理料(サービス提供者へ差額分)及び設置・工具費用及びサービス提供者へ費用等をお振り込みいたした場合の振込手数料等。
- 12) お客様のご都合により修理保証をキャンセルされる場合(「11.(保証の対象とならない場合)」に定める保証の適用除外事項に該当したことからキャンセル扱いとなる場合を含みます。以下同じ)における技術費用、出張費用、物流費用、見積費用等の一切の費用。
- 13) 「11.(保証の対象とならない場合)」に該当する場合の一切の費用。

13.(秘密保持)

- 1) お客様及びサービス提供者は、本保証の提供に関連して知り得た相手方の業務上その他の情報であって、秘密であると明確に指定されたもの(以下「秘密情報」といいます)に於ては、本保証の提供期間中のみならずその後も第三者(「5.(修理依頼)」に基づきサービス提供者が委託修理業者に開示するもの)に示す又は漏洩してはならないものとします。
- 2) 上記1)にかかる次に於ける各号に該当する情報については、秘密情報として扱わないものとします。
 - 1) 一般一身上手出る情報。
 - 2) 知得範囲に既に保有している情報。
 - 3) 第三者からの秘密保持義務を負うことなく適法に入手した情報。
 - 4) 相手方の秘密情報を使用することなく独自に開発した情報。
- 3) サービス提供者は、保証書に記載されたお客様の情報を本条に定める秘密情報として扱い、本保証の提供及びその向上に利用する目的以外には使用しません。

14.(個人情報)

- 1) サービス提供者は、お客様の個人情報を適切に保護し、Dss、YTC及びSWTが公表するプライバシーポリシーに則り、本保証の提供及び本保証の提供に必要な合理的な範囲で利用させていただきます。なお、各社プライバシーポリシーに開示され、契約終了後においては、お客様の個人情報を利用いたしません。ただし、必要に応じて一定期間の保管をさせていただく場合がございます。
- 2) サービス提供者は、次の方々に該当する場合を除きお客様の個人情報を第三者に提供します。
 - 1) お客様の同意がある場合。
 - 2) お客様個人の秘密保持義務を負うことなく適法に入手した場合。
 - 3) 本保証期間の為の業務委託先、提携先(保険代理店、保険会社を含む)に開示する場合。
 - 4) 法令により開示するべき場合。
- 3) サービス提供者は、お客様に記載されたお客様の情報を本条に定める秘密情報として扱い、本保証の提供及びその向上に利用する目的以外には使用しません。

15.(本保証の提供の中止)

サービス提供者はお客様に次の各号に定める事由のいずれかが発生した場合、お客様に何らの催告を要せらず、直ちに本保証の提供を中止することが出来るものとします。なお、その場合といえどもサービス提供者はお支払いいただいた代金を返金いたしません。

- 1) 本保証の条件に違反し、書面による催告後30日内に該当違反が是正されない場合。
- 2) 差し押さえ、差し押さえ、仮処分、公示処分、粗利・粗利納付処分、その他の公権力の処分を受け又は競売を申し立てられた場合。
- 3) 自ら買取し出し若しくは引き受けた手形又は小切手に当り、不渡・不渡手形を受ける等支払停止状態に至った場合。
- 4) 民事再生、民事再生手続の開始又は廃止・解散又は組織変更の決議をして発行された場合。
- 5) 資本の減少、當業の廃業若しくは変更、解散又は暴力的・強制的・脅迫的・威嚇的手段を用いて、その他の社会的勢力を以て利用した場合。
- 6) その他の財産状態が悪化した場合、又はその恐れがあると認められる相当の事由がある場合。

16.(反社会的勢力との関係削除)

お客様及びサービス提供者は、各号の各号に定める事由のいずれかが発生した場合、サービス提供者が該当事由に反社会的勢力と認定せば、将来も反社会的勢力となること。

- 1) 反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます)に該当せば、将来も反社会的勢力となること。
- 2) 自らの役員(代表者、取締役又は実質的・経営的・業務を支配する者)が反社会的勢力に該当せば、将来も反社会的勢力となること。
- 3) 自らの業務委託先等として反社会的勢力を以利利用しないこと。
- 4) 本契約の有効期間内に、自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。

① 暴力的・暴力的な攻撃行為。

② 法的・道徳的責任を超えた不適な要求行為。

③ 取引に際して、脅威的な言動を以て、又は暴力を用いる行為。

④ 風説を流布し、偽計を立てる又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為。

17.(損害賠償)

お客様は、本保証に関してサービス提供者の責に帰するべき事由により損害を受けた場合、現実に発生した直接かつ通常の損害に限りサービス提供者に請求出来るものとします。

18.(規制変更)

1) サービス提供者は、本規程内容を変更する必要が生じた場合は、予告なく本規程を変更することが出来るものとします。なお、変更にあたっては、本規程を変更する旨及び変更後の本規程の内容並びにその効力発生日をDssのホームページ等で周知します。

- 2) 変更後の本規程の効力発生日以降に、お客様が本規程に基づくサービスを利用した場合は、お客様は、本規程の変更に同意したものとみなします。

19.(交換部品の所有権)

修理保証により交換された故障部品(老朽部品を含みます)の所有権は、全てサービス提供者に帰属するものとします。

20.(合意管轄)

本保証に関してお客様とサービス提供者の紛争については、大阪地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とします。

21.(本保証の解除)

- 1) お客様は、サービス提供者による、保証料を原資として、損害保険会社(以下「本保険会社」といいます)とサービス提供者を被保険者とする保険契約(以下「本保険契約」といいます)を締結し、本保証を運用しております。
- 2) 本保証は、お客様に対して本規程に基づき本保険会社より受領する保険金を当該修理保証に係る費用等の支払いに充てる仕組みとなっております。その為、故障の発生状況によりお客様に対して、本保険会社の調査が入る場合があります。

22.(保証料の損害保険充当)

- 1) サービス提供者より、保証料を原資として、損害保険会社(以下「本保険会社」といいます)とサービス提供者を被保険者とする保険契約(以下「本保険契約」といいます)を締結し、本保証を運用しております。
- 2) 本保証は、お客様に対して本規程に基づき本保険会社より受領する保険金を当該修理保証に係る費用等の支払いに充てる仕組みとなっております。その為、故障の発生状況によりお客様に対して、本保険会社の調査が入る場合があります。

2024年2月1日 第7版

サービス提供者:ディーアイエスサービス&ソリューション株式会社/ヤマト運輸株式会社/SOMPOワランティ株式会社
お客様窓口(クロネコ保証窓口)0800-080-0025 フリーコール 受付時間:10:00~19:00(日曜・祝日)
E-Mail:dts@kuroneko-hoshio.jp